

オンライン

令和7年4月1日より段階的に施行

# 改正育児・介護休業法等説明会

令和7年4月1日より順次施行される「改正育児・介護休業法」について、本改正の内容や事業主に求められる具体的対応について解説いたします。

あわせて「改正次世代育成支援対策推進法」（一部令和6年5月31日施行）、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（令和6年11月1日施行）に加え「パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）」について、下記構成にて解説いたします。ご参加を是非ご検討ください。

第1回 R7. 1/16 (木) 13:30~16:00

第2回 R7. 1/22 (水) 13:30~16:00

【内容】 ※ 第1,2回ともにオンライン開催(無料)。説明内容は同一です。

- 1) 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法について
- 2) パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）の企業指導における確認ポイント等について
- 3) フリーランス・事業者間取引適正化等法について

★ 参加にあたっては以下によりお申し込みが必要です。

下記URL又はQRコードのページ（滋賀労働局ホームページ）より、「改正育児・介護休業法等説明会」にお申し込みください。  
<説明会申し込みページURL>（説明会資料もこちらに掲載）

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html>

- 定員(各回500名)に達し次第、申し込みを締め切ります。
- オンラインによるセミナー利用規約への同意が必要です。
- 参加には[ID][パスワード]の入力が必要です(申し込み後付与)。



【お問合せ先】



滋賀労働局 雇用環境・均等室

TEL : 077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階